

東京舞台芸術活動支援センター利用規約

(総則)

第 1 この規約は、東京芸術劇場館長（以下「管理者」という。）が運営・管理する東京舞台芸術活動支援センター（以下「施設」という。）の利用について定めます。本施設を利用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これを遵守してください。

(利用時間)

第 2 施設の利用時間（入退館）は、午前 10 時から午後 10 時までとします。必ず午後 10 時までに清掃・着替え等を終え、退館の手続きを行い、完全退出してください。

(休館日)

第 3 施設の休館日は、次のとおりとします。ただし、特に必要があると認めるときはこれを変更することがあるとともに、臨時に休館日を設けることがあります。

年始 1 月 1 日から同月 3 日まで

年末 12 月 28 日から同月 31 日まで

(スタジオ・スペースの利用)

第 4 スタジオ、ミーティング・スペースの利用に際しては、受付に使用券を提示し鍵貸出簿へ署名を行い、鍵を受け取ってください。また、利用初日には、利用者名簿に利用期間中入館される方全員分の名前を記入し提出してください。

2 利用時間中の鍵の開閉・管理は、利用者が責任を持って行ってください。

3 スタジオ利用初日は、付属備品の確認と利用に際しての説明を行いますので、必ず使用責任者が立ち会ってください。また、利用最終日は、施設及び付属備品の原状復帰の確認を行いますので、必ず使用責任者が立ち会ってください。

4 退館の際には、毎日、施設利用チェック表に基づいて点検及び施錠を行い、受付で鍵貸出簿に署名し、鍵を返却してください。

5 アーティスト・スペース、プリンティング・スペースは、登録団体のみ利用可能とします。利用の際は、事前に予約の上、利用当日、窓口で鍵貸出簿へ署名を行い、鍵を受け取ってください。また、利用終了の際に

は、スペース内の原状復帰を行った上で、受付で鍵貸出簿に署名し、鍵を返却してください。

6 アーティスト・スペースは、原則として土・日・祝日は利用できません。

(駐車・駐輪)

第5 駐車場を利用する場合は、事前に届け出を行ってください。駐車の際は、駐車許可証を受け取り、車両に掲示した上で、許可された所定の位置に駐車してください。

2 バイク及び自転車については、所定の駐輪スペースに駐輪してください。

(禁止事項)

第6 使用券ならびにスタジオ・スペースの鍵は、他の団体または個人に貸与・譲渡することはできません。

2 消防法に定める危険物、火気、ならびに施設管理上不適切であると認められる物品等を施設内に持ち込むことはできません。また、所定の場所以外での喫煙も禁止します。

3 施設内での煮炊き及び、廊下・共有スペースにおいてケータリング等を設置する事は原則禁止とします。

4 スタジオ・スペースにおいて、施設・設備・備品に対し通常の使用による損耗を超える損傷を与える行為を行うことはできません。テープ類を貼れるのは床面合板パネルに対してのみとし、必ず粘着剤やテープ跡が残らないものを使ってください。また床面合板パネル以外への釘打ちも原則禁止とします。

5 スタジオ・スペースにおいて、許可なく営業行為を行うことはできません。

6 エントランスやサロン、廊下等の共用部において、許可なく展示行為・物品の設置および陳列並びに放置を行うことはできません。

7 施設内において、原則営利を目的とする物品販売等、金銭の授受を行うことはできません。

8 館内への土足での入館は厳禁です。館内では、施設付属のスリッパもしくは持ち込みの上履き等を使用してください。また、スリッパ及び上履きでは外に出ないでください。

9 非常口・避難経路及び防火扉の付近には、物を置かないでください。

(近隣ならびに他の利用者への配慮)

第7 近隣が住宅地であること、他の利用者がいることに配慮し、音漏れや振動等については、十分注意してください。特に、窓や扉を開けた状態で大きな音を出さないように注意してください。

なお、近隣並びに他の利用者に迷惑がおよぶ可能性があるると判断した場合には、音量を下げる等の対応をし

ていただく場合がございますので、予めご了承ください。また、午後8時以降の音出しについては、原則禁止とします。

2 大スタジオを除き、大きな音の出る楽器等は、原則使用できません（太鼓等）。

3 エントランス、サロン、廊下等の共用部においても、他の利用者に配慮して静かに行動してください。

4 駐車場、喫煙所での稽古や大きな声での談笑及び退館後に出入口付近でミーティング等を行わないでください。

（届け出）

第8 取材等で部外者の館内立ち入りを必要とする場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

2 ワークショップやワーク・イン・プログレス等、部外者の入館を想定した使用を行う場合は、必ず事前に管理者に届け出をしてください。その内容により許可できない場合があります。また、その部外者も本規約を遵守していただきます。

3 やむを得ず館内において動物の入館・飼育等を必要とする場合は、必ず事前に管理者に届け出の上、許可を得てください。ただし、近隣ならびに他の利用者に対する迷惑、および施設・設備・備品に対する損傷が予測される場合は、許可できない場合があります。

（ゴミの処分）

第9 利用に際して発生したゴミ（粗大ごみ等除く）は、ゴミ置場をご利用ください。ご利用の際は、ゴミ袋を持参の上、指定のゴミ分別ルールに基づいて分別し、ゴミ置場に直接持ち込んでください。なお、粗大ゴミ等の特殊なゴミについては、利用者側での処分をお願いします。

また、生ゴミは、スタジオ利用終了の際に、毎日必ずお持ち帰りください。

（搬入・搬出・撤収）

第10 各スタジオ・スペースに搬入した美術品及び機材等の物品については、承認された利用期間内に搬出を完了してください。

2 利用期限満了に伴う撤収の際には、利用スタジオ・スペースの原状復帰を行い、午後10時までに受付で退館の手続きを終了し完全退館してください。

3 午後8時以降の搬入、搬出については、近隣への音の影響を考慮し、十分注意の上、行ってください。

（罰則および賠償）

第11 本規約の各条項に違反した場合、利用の停止、使用承認の取り消し、団体登録承認の取り消し並びに本施設や他の来館者が受けた損害の賠償を求めることがあります。

2 施設を利用中に発生した人的・物的損害は、すべて利用者がその賠償責任を負うものとします。

(免責事項)

第12 不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用料金の返却をもってその補償とし、それ以上の賠償責任は負いかねます。

2 施設内での盗難、紛失等については、一切の責任を負いかねます。特に貴重品や持込備品などは個々の責任で管理してください。

3 施設内での事故や怪我については一切の責任を負いかねます。利用期間中の安全管理や事故防止等は、利用者が責任をもって行ってください。

4 敷地内での車両等の対物、対人事故並びに盗難については一切の責任を負いかねます。車両等の事故については、当事者同士で話し合ってください。

(災害時)

第13 災害発生の際は、当施設職員及び館内放送の指示に従い指定の場所へ避難をしてください。

附 則

この規約は平成22年6月24日から施行する。

附 則

この規約は平成28年10月1日から施行する。